

## 外国人技能実習制度の現状と 監理団体の適正な運営について

令和4年8月25日

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会  
担当部長 西津 康久

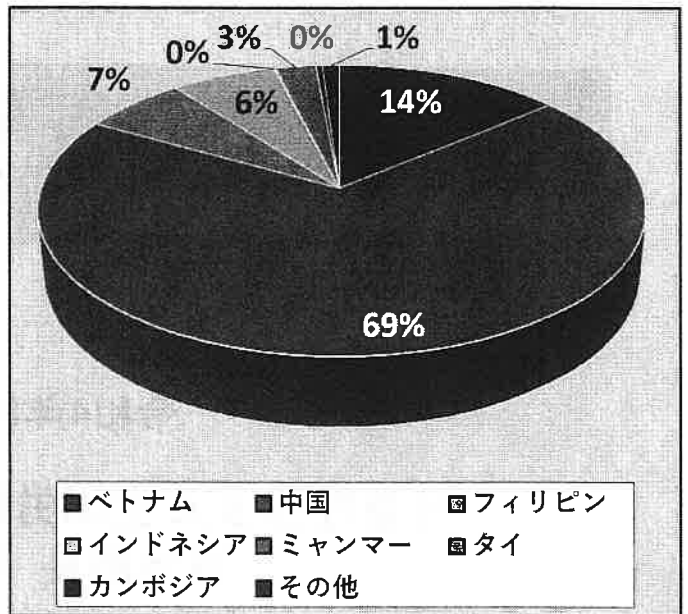
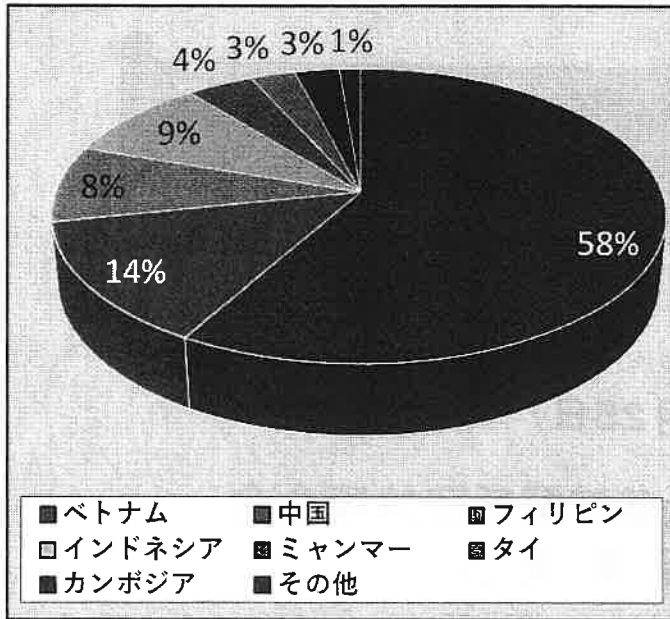
### 技能実習生の現状



# 技能実習生の国籍

2021年12月

2013年12月



3

## 技能実習生数の推移（各年12月）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
ベトナム	21,632	34,039	57,581	88,211	123,563	163,359	218,727	208,879	160,563
中国	107,174	100,093	89,086	80,857	77,567	76,749	82,370	63,941	37,489
フィリピン	10,077	12,721	17,740	22,674	27,809	29,209	35,874	31,648	23,186
インドネシア	10,064	12,222	15,307	18,725	21,894	26,279	35,404	34,459	25,007
ミャンマー	120	631	1,978	3,960	6,144	8,361	13,118	13,963	11,388
タイ	3,947	4,923	6,084	7,279	8,430	8,891	11,325	10,735	7,478
カンボジア	592	1,418	3,106	4,865	6,180	7,393	9,516	9,970	7,475
その他	1,600	1,579	1,773	2,017	2,646	2,991	4,638	4,605	3,537
合計	155,206	167,626	192,655	228,588	274,233	323,232	410,972	378,200	276,123

4

## 栃木県の技能実習生数(各年12月)

年	1号イ	1号ロ	2号イ	2号ロ	3号イ	3号ロ	合計
2021	15	472	48	4,072	11	893	5,511
2020	14	1,426	69	5,168	5	685	7,367
2019	120	3,312	46	4,385	2	452	8,317
2018	101	2,844	52	3,795	-	115	6,907
2017	163	2,597	24	3,006	-	-	5,790
2016	135	2,170	38	2,363	-	-	4,706

特定技能1号
1,057
293
41

令和2年度(栃木県)技能実習計画認定件数(外国人技能実習機構令和2年度業務統計)実習生の多い職種

そう菜製造業	510
耕種農業	445
プラスチック成形	260
溶接	255
移行対象外職種	221
畜産農業	219
婦人子供服製造	203

電子機器組立て	185
とび	181
金属プレス加工	175
鉄工	161
介護	159
工業包装	158
機械加工	154

建設機械施工	144
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	143
建築大工	98
機械検査	89
型枠施工	86
工場板金	78
鉄筋施工	74

5

## 市町村別技能実習生数(2021年12月)

市・町	1号イ	1号ロ	2号イ	2号ロ	3号イ	3号ロ	合計
足利市	2	57	4	493	1	149	706
栃木市	0	36	0	441	0	88	565
宇都宮市	0	35	1	437	2	85	560
鹿沼市	0	34	6	381	3	72	496
佐野市	0	51	2	358	0	82	493
真岡市	0	54	0	351	0	84	489
小山市	1	35	3	296	3	67	405
那須塩原市	0	23	2	224	0	49	298
下野市	12	24	14	182	0	44	276
日光市	0	23	11	152	0	30	216
壬生町	0	14	0	105	2	23	144
大田原市	0	16	0	107	0	19	142
上三川町	0	8	0	97	0	15	120
那須烏山市	0	17	4	53	0	18	92
さくら市	0	18	0	71	0	2	91
矢板市	0	3	0	61	0	17	81
野木町	0	4	0	51	0	15	70
那須町	0	3	0	29	0	18	50
市貝町	0	2	0	42	0	2	46
高根沢町	0	4	1	30	0	3	38
益子町	0	0	0	36	0	1	37
那珂川町	0	6	0	30	0	1	37
芳賀町	0	2	0	23	0	7	32
茂木町	0	3	0	15	0	2	20
塩谷町	0	0	0	7	0	0	7
合計	15	472	48	4,072	11	893	5,511

## 在留資格「技能実習」月別入国者数

入国者数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2019年	24,081	15,325	17,428	16,553	20,633	16,808	19,625	23,308	20,368	22,402	19,933	16,474	232,938
2020年	30,832	19,797	13,736	140	5	0	0	307	2,132	5,623	13,116	19,743	105,431
(新規入国者)						0	0	220	1,978	5,525	12,970	19,634	40,327
2021年	23,541	171	200	168	265	403	296	267	366	323	355	254	26,609
(新規入国者)	23,394	1	0	1	6	3	2	0	0	1	15	0	23,423
2022年	511	900	11,411	38,820	39,503								
(新規入国者)	0	5	9,996	37,690	36,780								

7

## コロナ禍における課題

1. 入国制限 予定していた実習生が来られない。

実習実施者からの実習生受入れキャンセルの発生

2. 実習期間満了した実習生が母国に帰国できない。

3. 実習実施者の経営状況悪化による実習生の解雇

監理団体として他の実習先をあっせん

4. 実習生数の減少による監理団体の経営状況の悪化

8

# 技能実習制度は中小企業団体が支えている

監理団体の種類 令和4年1月13日現在  
(全国中央会調査報告令和4年3月)

事業協同組合	3,198	91.7%
商工組合	13	0.4%
商工会議所	15	0.4%
商工会	42	1.2%
農業協同組合	56	1.6%
漁業協同組合	71	2.0%
社団法人・財団法人	73	2.1%
NPO法人	4	0.1%
その他	15	0.4%
合計	3,487	

形態別技能実習生数  
2021年12月

団体監理型1号	24,005	
団体監理型2号	202,006	
団体監理型3号	46,304	
団体監理型合計	272,315	98.6%
企業単独型1号	211	
企業単独型2号	2,818	
企業単独型3号	779	
企業単独型合計	3,808	1.4%
合計	276,123	

9

## 監理団体（事業協同組合）の現状（全国中央会調査報告令和4年3月）

組合員数

10社未満	356	24.7%
10～19社	377	26.1%
20～39社	342	23.7%
40～59社	141	9.8%
60～99社	98	6.8%
100～499社	95	6.6%
500社以上	35	2.4%
合計	1,444	

うち実習生受入企業数

0社	169	11.8%
1～5社	393	27.4%
6～9社	165	11.5%
10～19社	295	20.6%
20～29社	130	9.1%
30～49社	146	10.2%
50社以上	136	9.5%
合計	1,434	

組合員資格(地区)

単一都道府県	267	18.4%
複数都道府県	999	68.7%
単一市区町村	39	2.7%
複数市区町村	91	6.3%
全国	58	4.0%
合計	1,454	

組合員資格(業種)

単一業種	468	32.0%
2業種	246	16.8%
3業種以上	748	51.2%
合計	1,462	

10

組合員資格(単一業種では)

製造業	225	48.1%
建設業	93	19.9%
農業	47	10.0%
その他	103	22.0%
合計	468	

組合員資格(複数回答では)

製造業	1,034	70.7%
建設業	893	61.1%
農業・林業	587	40.2%
サービス業	302	20.7%
合計	1,462	

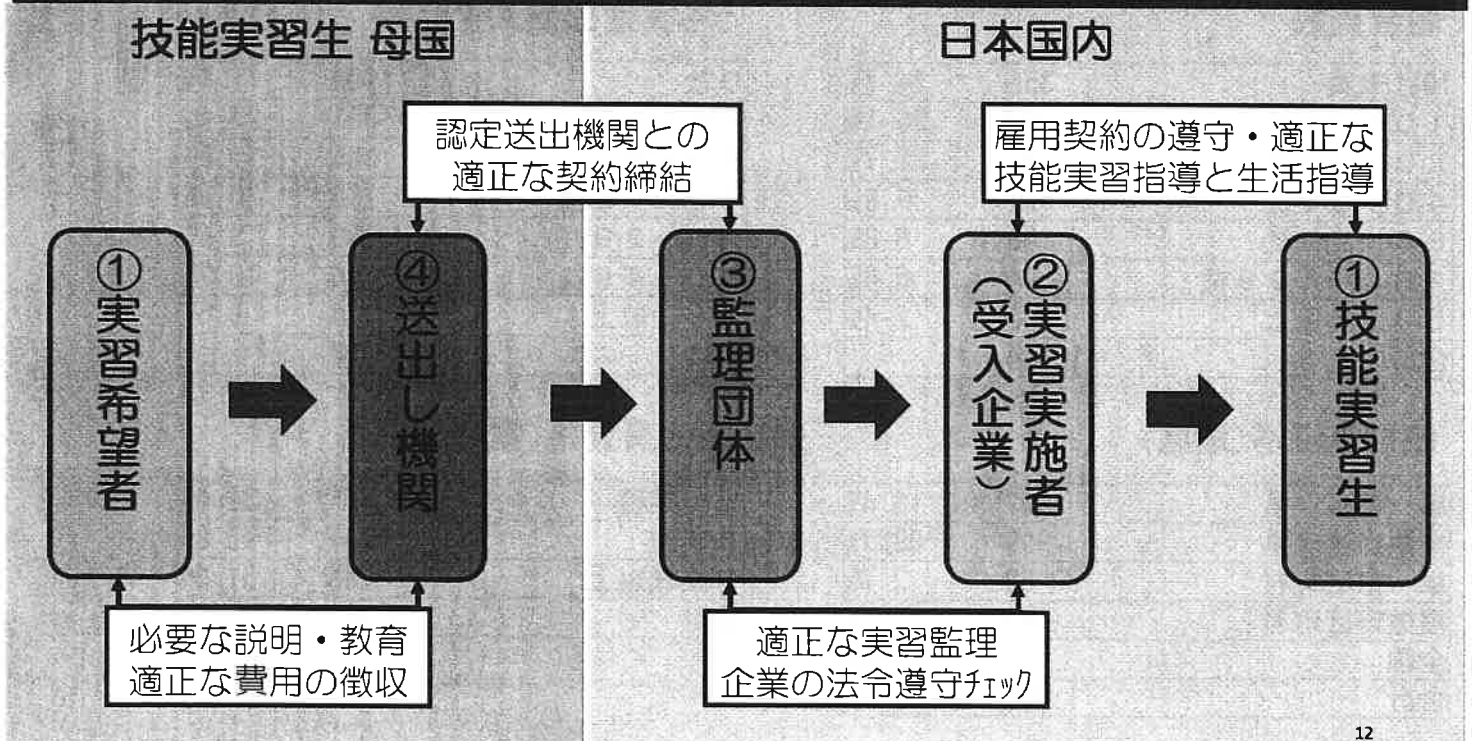
技能実習生受入業務以外の事業  
収入割合

0～10%	744	52.8%
11～20%	137	9.7%
21～30%	53	3.8%
31～40%	51	3.6%
41～50%	49	3.5%
50%以上	375	26.6%
合計	1,409	

常勤役員数(全国中央会2019年4月調査)

0人	32	3.1%
1～2人	419	41.2%
3～4人	240	23.6%
5～6人	123	12.1%
7～8人	53	5.2%
9～10人	48	4.7%
11人以上	103	10.1%
合計	1,018	

技能実習制度の関係者と各関係のポイント (団体監理型)



# 技能実習に係る関係者の責務

## ○監理団体

- ・技能実習制度の趣旨を理解し、実習実施者・送出機関へ周知すること
- ・実習実施者及び技能実習生への助言、指導
- ・適正な技能実習の監理、監査
- ・適正な送出機関との契約

## ○実習実施者

- ・技能実習制度の趣旨を理解して技能実習を行わせること
- ・関係法令を順守すること
- ・技能実習生の保護

## ○送出機関

- ・技能実習制度の趣旨を理解した者のみを適切に選定して送り出すこと
- ・保証金、違約金を徴収しないこと
- ・実習生等から徴収する手数料等について明確に定めて公表し、技能実習生に十分理解させること

## ○技能実習希望者

- ・技能実習制度の趣旨を理解していること
- ・技能実習に専念すること
- ・技能を母国に移転すること

13

「実習監理」とは、法第2条(定義)第9項

実習実施者と技能実習生との間における雇用関係成立のあっせん及び  
実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うこと。



営利を目的としない監理団体が実習実施者に対して指導・監督をしながら、  
技能実習を行わせる形態

自らが技能実習制度・技能実習法令を正しく理解するとともに、  
実習実施者、技能実習生及び送出機関に対する技能実習制度  
及び関係法令の周知が必要

14



## 監理団体の主な業務

1. 受入れ企業への実習生の斡旋
2. 技能実習計画の作成指導、その他実習実施者の指導
3. 講習の実施
4. 月1回以上の訪問指導(1号技能実習)
5. 監査 定期監査、臨時監査
6. 実習継続困難時の対応(意思確認、連絡調整、届出)
7. 各種帳簿書類の作成

15

## 監理団体の体制

1. 責任役員
2. 監理責任者 労働関係法令の指導、是正指示、  
労基署等への通報
3. 外部役員又は外部監査人
4. 実習計画作成指導者
5. 通訳
6. 訪問指導従事者(1号技能実習・月1回以上)
7. 監査従事者
8. 実習生からの相談員従事者(実習生との人間関係)
9. 事務局 (企業数・実習生数に見合った要員)

16



## 監理責任者の選任等

法40条、則53条

### (1) 監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任

- ① 監理団体の常勤の役員又は職員で、当該事業所に所属し、かつ、監理責任者として行うべき業務を適正に遂行する能力を有する者
- ② 過去3年以内に監理責任者講習を修了した者
- ③ 実習監理を行う実習実施者と密接な関係を有する場合は、当該実習実施の実習監理を行う別の監理責任者の選任が必要

### (2) 監理責任者は、監理事業に関し、技能実習法第40条に定める次の事項を統括管理

- ① 実習生の受け入れ準備
- ② 実習生の保護
- ③ 技能修得等に関し実習実施者への指導・助言・連絡調整
- ④ 実習実施者・実習生の個人情報管理
- ⑤ 実習生の労働条件・安全・衛生に関し技能実習責任者との連絡調整
- ⑥ 国・地方公共団体・機構等との連絡調整

### (3) 監理責任者は、労働関係法令の指導・是正指示、労基署等への通報

## 技能実習法

### (監理責任者の設置等)

第四十条 監理団体は、監理事業に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならない。

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

# 技能実習法施行規則

(監理責任者)

第五十三条 法第四十条第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。

2 監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならない。

3 略

19

## 技能実習計画の作成指導

- ① 技能実習計画は、技能実習の根幹をなすもの
- ② 取扱職種について、5年以上の実務経験を有するか、又は作成の指導歴のある者が指導
- ③ 認定の基準等を熟知した上で指導
- ④ 対象職種・作業及び宿舍を現地確認したうえで指導
- ⑤ 実習実施予定表は実態に合った、実行可能な内容であること
- ⑥ 実習実施者が技能実習生に実習計画の内容を説明するよう指導

### 取り扱う技能実習の職種及び作業の範囲(基本方針)

監理団体は、技能実習計画の作成指導、その後の技能実習の実施の監理を担うことから、取り扱う技能実習の職種及び作業について高い知見を有している必要があり、これらを十分に行う能力を有しない職種及び作業については、取り扱うことができない。また、取り扱う職種及び作業については、常日頃より研さんを深め、技能実習生が修得等をする技能等について高い知見を有し続ける必要がある。

20

# 入国後講習の適正な実施

## (1) 講習

- ① 座学(見学を含む)での講習。学習に適した施設の確保
- ② 技能実習生の語学能力を考慮した講習の実施
- ③ 団体監理型では全ての講習について、技能修得活動前に行い、かつ、講習期間中は、技能等の修得活動に従事させてはならないことに留意
- ④ 講習実施記録を作成

## (2) 講習時間

- ① 第1号技能実習の予定時間全体の6分の1以上
- ② 1日8時間以内、週5日以内
- ③ 入国前講習を受けている場合は、12分の1以上  
母国で過去6か月以内に(3)①、②、④の科目について、1か月以上かつ、160時間以上の講習を実施した場合

21

## (3) 講習科目

- ① 日本語 技能実習の遂行や日常生活に不自由しないため
- ② 我が国の生活一般に関する知識  
交通ルール、公共機関の利用方法、買い物の仕方等  
自然災害への備え、感染症の予防
- ③ 技能実習生の法的保護に必要な情報  
技能実習法令、入管法令、労働関係法令(男女雇用機会均等法)に関する事項  
技能実習機構や労働基準監督署等への相談方法等  
講師は専門的知識を有する者(監理団体・実習実施者に所属する者を除く)
- ④ 本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識  
技能実習への心構え、その他(業務内容を具体的に理解できるよう説明)

## (4) 講習手当

技能実習生には講習手当を支給

## (5) 技能実習生手帳の活用

「生活一般に関する知識」及び「技能実習生の法的保護に関する情報」の科目については技能実習生手帳を教材の一つとして必ず使用すること

22

# 実習実施者に対する監査の実施

## (1) 監査の頻度

- ① 3か月に1回以上（定期監査）（90日以内に実施）
- ② 認定の取消事由に該当する疑いがあるときは、直ちに監査を実施（臨時監査）
- ③ 監査後は遅滞なく機構に監査報告書を提出

※実習生への暴行等の情報があった場合、迅速に監査実施、直ちに機構に連絡

## (2) 監査体制の構築等

- ① 実習実施者数、実習実施場所の所在地までの距離等を勘案した監査体制
- ② 監査対象に見合った監査従事者の選定  
監理責任者、監査従事職員（監理責任者等講習修了者等）、  
技能実習計画作成指導者、対象の職種経験者、通訳等
- ③ 監査実施マニュアルの作成と監査従事職員への周知

23

## (3) 監査の実施方法等

### ① 監査のための準備

- ア 実習実施者及び技能実習生に係る情報の整理
- イ 技能実習計画・雇用契約内容の確認
- ウ 訪問指導報告書・以前の監査報告書の確認等

### ② 実習実施者に対する監査内容の周知

監査は、監理団体の取り組む姿勢が重要であるとともに、監査を受ける実習実施者が監査の内容を理解していることも重要。（監査＝厳しいもの）

### ③ 監査の実施

- ア 技能実習の実施状況についての実地による確認
- イ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員等からの報告・聴取
- ウ 技能実習生との面談・聴取（要望・相談⇒必要なら改善、実習環境の確認）
- エ 宿舎その他の生活環境の確認（感染症予防対策、私有物収納設備）
- オ 技能実習日誌・賃金台帳等の帳簿書類の閲覧・確認

24

## 技能実習計画の作成指導及び監査等の留意点について(抜粋)

令和3年2月24日 外国人技能実習機構

実習実施者に対する実地検査において、技能実習生が従事する作業内容が認定を受けた技能実習計画(以下「認定計画」という。)の「実習実施予定表」と異なる作業で実習が行われ、認定計画に従って技能実習を行わせていないと認められる事案(以下「計画齟齬」という。)が発生しています。

### ○的確な技能実習計画作成指導の実施等

監理団体は、技能実習制度の趣旨・目的について実習実施者によく説明し理解させてください。また、実習実施者が通常行っている作業内容についても十分に把握してください。その上で、実習実施者と意思疎通を図り、適切な技能実習計画を策定するための指導を行ってください。併せて、実際に技能実習生には、認定計画の「実習実施予定表」以外の作業に従事させることはできないことについて十分に説明し、理解させておいてください。

### ○監査等について 定期監査・訪問指導

監理団体は監査において、技能実習生の作業内容を実地に確認し、認定計画どおりに技能実習が行われていることを確認してください。単に実習実施者に対し説明を求めるだけではなく、技能実習生との面談を通して、実習内容を確認するほか、必要に応じて認定計画で行うこととしている作業が十分にあるのか、受注状況や製品の納品状況等からも多角的に検証してください。

### ○監査報告書の作成

計画齟齬に該当する事案を把握した場合は、技能実習法違反として記載することとなりますが、併せて違反の状況及び監理団体が執った指導、実習実施者の改善に向けた取組みや改善の見通しなどについても記載してください。必要に応じて適宜資料を添付してください。

25

## 監査の重要性 (技能実習制度を支える業務)

### 監査

誰が

どうやって

何を見て

どこをチェック

### ①技能実習の適正な実施

実習計画に沿った実習が行われているか



### 技能実習法の目的

### ②技能実習生の保護

実習生の待遇に問題ないか

賃金、時間外手当、長時間労働

労働安全衛生に問題ないか

26

2022年5月31日時点で、  
32の監理団体の許可が取り消されている。

1. 32団体全てが中小企業団体

2. 取り消しの理由(40件)

- |   |    |
|---|----|
| ① 送り出し機関との不適切な契約                        | 8件 |
| ② 適正な監査を実施していない                         | 8件 |
| ③ 他人に監理事業を行わせた(名義貸し)                    | 7件 |
| ④ 虚偽書類の提出                               | 6件 |
| ⑤ 出入国または労働法令に違反し<br>著しく不正、不当な行為         | 6件 |
| ⑥ その他(入国後講習、手数料徴収等<br>旅券の保管、私生活の自由の制限等) | 9件 |

27

## 監 理 費

### 徴収できるのは

- ① 職業紹介費
- ② 講習費
- ③ 監査指導費
- ④ その他の諸経費

監理費 = 外国人技能実習生共同受入事業の実費  
組合の収支・継続は、他の共同事業の実施は

28

# 技能実習生を受け入れる企業が留意すべき事項

## 1. 適正な技能実習の実施

認定された実習計画に従って実習を行うこと

実習計画との齟齬 → 認定取消の可能性

## 2. 実習生の保護

労働関係法令の遵守 労働時間、賃金、休日、その他

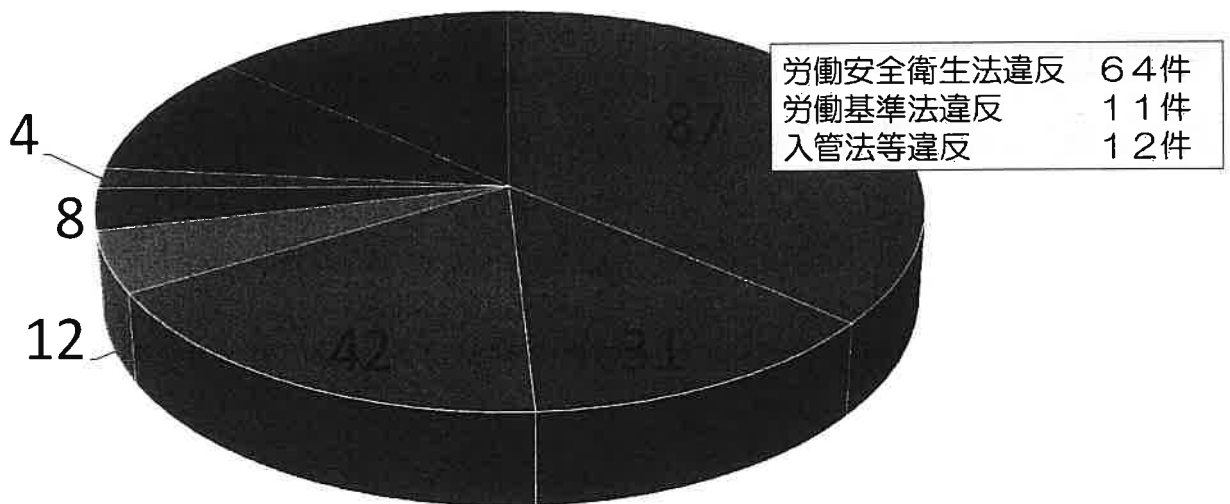
実習生に対する理解 実習生の悩み、ストレス

事故防止、疾病防止 実習中、宿舎その他日常生活

## 3. 実習生とのコミュニケーション

## 技能実習計画認定取消事由

2021年1月～2022年4月（215社 240件）



- 関係法令違反による罰金
- 計画に従い賃金を支払っていない
- 計画に従い実習を行わせていない
- 人権侵害行為
- 不法就労活動をさせた
- 旅券保管
- 機構への虚偽報告等
- その他



# 実習生を受け入れる組合員企業への指導

## 1. 実習生を受け入れる前に

- ① 技能実習制度の趣旨等の説明、理解を
- ② 実習生は安い労働力ではない 高いコスト
- ③ 法令遵守、実習生への配慮の重要性
- ④ 面接の重要性
- ⑤ 協同組合制度の説明、理解を

## 2. 実習生を受け入れた後に

- ① 役割ごとの研修 実習責任者、実習指導員、生活指導員
- ② 労働関係法令の研修
- ③ 実習生固有の課題解決の研修

31

## 技能実習機構による実地検査における指摘事項 (重点的に指導指摘された事項) (全国中央会調査報告令和4年3月)

監理費管理簿関係	297	24.5%
帳簿や書類の記載、整理 (監理ひ管理簿を除く)	307	25.3%
実習実施者への訪問指導関係	54	4.5%
実習実施者への監査関係	133	11.0%
監理事務所 (監理団体の事務所) の要件	54	4.5%
技能実習生への労働、社会保険関係	28	2.3%
その他	179	14.8%
指摘事項なし	161	13.3%
合計	1,213	

32

## 監理団体における主な違反指摘事項 (技能実習機構令和2年度)

実地検査数 3,363 指導件数 1,402(41.7%) 違反指摘件数 2,692

No.	指 摘 事 項	件数
1	各種管理簿が適切に作成等されていなかったもの	425
2	実地による確認を適切に行っていないもの	308
3	監査終了後に遅滞なく監査報告書を作成・提出しなかったもの	270
4	監査・講習・指導・相談等の記録が適切に作成等されていなかったもの	255
5	外部役員・外部監査人の設置・監査が適切に行われていなかったもの	184
6	業務運営規程が事業所内に掲示されていなかったもの	163
7	事業所の設備や帳簿を適切に確認していなかったもの	126
8	監理団体の許可に係る変更や事業の休廃止届を適切に提出していなかったもの	102
9	監理費の徴収が適切でなかったもの	98
10	監理責任者が適切に選任されていなかったもの	63
11	技能実習計画の作成指導を適切に行っていないもの	59
12	監理責任者による労働法令違反に係る指導・指示が適切に行われていなかったもの	53

33

## 実習実施者における主な違反指摘事項 (技能実習機構令和2年度)

実地検査数 17,308 指導件数 6,445(37.2%) 違反指摘件数 10,361

No.	指 摘 事 項	件数
1	宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	2,700
2	軽微変更届を適正に提出していなかったもの	1,037
3	残業代が適切に支払われていなかったもの	970
4	各種管理簿を適切に作成・備付けしていなかったもの	902
5	実習時間数が計画と異なっていたもの	802
6	技能実習生に対する指導体制が不十分であったもの	562
7	実習内容が計画と異なっていたもの	420
8	計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	407
9	従事させる業務が適切でないもの	208
10	食費、居住費、水道・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	174
11	実習場所が計画と異なっていたもの	134
12	技能実習指導員が適切に選任されていなかったもの	127

34

## 外国人技能実習生共同受入事業を行う組合に求められるもの

### ○適正な組合運営の上で適切な外国人技能実習生共同受入事業の実施

技能実習法に基づき外国人技能実習生  
共同受入事業を適切に実施すること

適正な実習監理

中小企業等協同組合法、定款を遵守した  
適切な組合運営を行うこと

事業運営・組合管理

35

## 事業協同組合の目的・原則

協同組合：相互扶助の精神に基づき協同して事業を行う組織

組合員のための、組合員による、組合員の組合であることを目指して、協同で各種の必要な事業を行うことが本質。

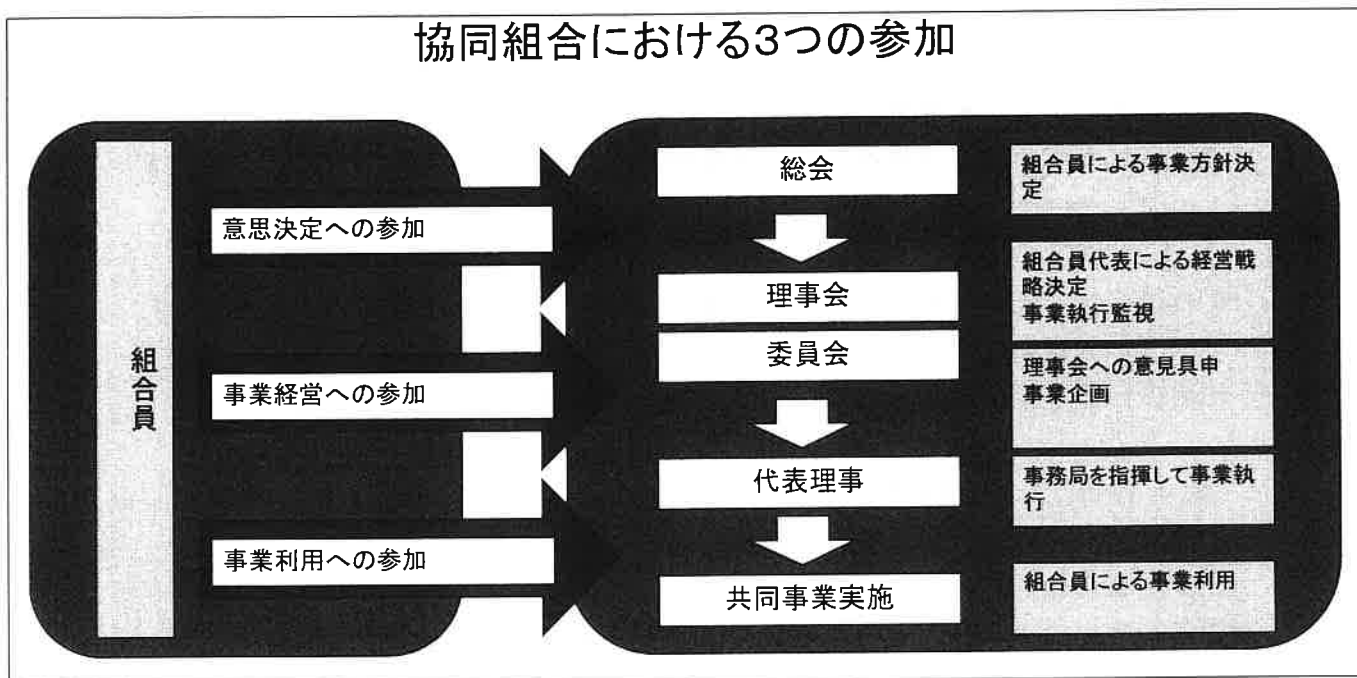
組合は、組合の事業を通じて、組合員の事業経営を有利に展開し、その自主的な経営活動を促進し、その経済的地位の向上を図るために直接奉仕することを目的とする。

組合の行い得る事業範囲は、法律によって定められており、それ以外の事業によって組合員に利益を与えることは組合の目的ではなく、また、違法行為となる。

36

# 中小企業協同組合の事業運営

## 協同組合における3つの参加



37

## 法令・定款の遵守

### 1. 組合員

- ①定款に定める組合員資格を有し出資金を納入
- ②組合は組合員名簿を作成し、備置く義務

氏名（名称）、住所、加入年月日、出資金額及びその払込み年月日

※組合員資格のない企業や出資金を納入しない企業を組合員として取り扱っている例  
 ※大企業が組合員となって実習生受入事業のみ利用している例

### 2. 総会

- ①総会招集手続き 10日前までに定款で定めた方法で  
 決算関係書類、監査報告書も事前送付

※総会開催しない、総会案内を出さない組合

- ②総会議決事項

中小企業等協同組合法第51条及び定款で規定

定款変更、事業計画・収支予算、経費の賦課、  
 借入金残高の最高限度、その他

※事業計画・収支予算、事業報告・決算関係書類は詳細に作成すべき

38

## 法令・定款の遵守

### 3. 理事会

- ①組合の業務の執行は、理事会が決する。（組合法36条の5第3項）
- ②理事の中から代表理事を選定

※理事は代表理事の業務執行の監視的役割を果たす責任がある

### 4. 共同事業

- ①外国人技能実習生共同受け入れ事業
- ②その他の事業

※組合の自営事業は認められない（直接奉仕の原則）

### 5. 認可行政庁への届出、登記

- ①決算関係書類、役員変更届を認可行政庁へ届出
- ②変更事項の登記

※認可行政庁による外国人技能実習生共同受入事業の実施状況の聴取

令和4年度 外国人技能実習制度適正化事業

適正化講習会 次第

開催日時：令和4年8月25日（木）

13:00～15:00

開催場所：ホテルニューイタヤ

南館 3F「蓬莱の間」

1. 開 会

2. あいさつ

3. 内 容

(1) 講演会

テーマ：「外国人技能実習制度の現状と適正な運営について」

講 師：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

業務部 担当部長 西津康久 氏

(2) 懇談会（質疑応答・意見交換等）

① 技能実習制度の現状・課題について

② 特定技能制度の現状・課題について

③ 外国人との共生について

4. 閉 会

